

# 2025（令和7）年度事業計画

## 特定非営利活動法人 杉並いずみ

### 第一・第二（方南）

#### 特定非営利活動法人杉並いずみ 法人理念

「障害者を含め広く一般市民を対象に、障害者の就労と地域生活への支援事業、地域社会との交流活動等を行い、障害者が自立し地域の人と共生するまちづくりに寄与することを目的とする。」定款の法人目的を理念とする。

#### 1. 全体状況

令和6年度は、前年度改善の兆しが見えた経営状況の、継続的改善を第一目標に取り組みました。事業全般については令和5年度に比べて入所者のペースは下がりましたが、増員傾向続き運営の安定化に繋がっています。

移転計画は5月に半の重点課題として、実績を伸ばしている第二の事業をより効率化し、併合する堀ノ内との作業内容を7年度中に統合します。

提供するサービスについては、コロナ以前のを再開し、「いずみ祭り」改め「いずみふれあい祭」の開催、3施設合同のスポーツイベントを実施、一日バスハイクの復活など活気を取り戻した様子が見えています。

半面利用者の高齢化による介護保険との併用や特別支援教育への環境変化や障害者法定雇用率の上昇によるB型利用者の減少傾向が顕著となり、継続的運営のためには経営改革が必然と考え、杉並区より提案を受けた生活介護事業について、目標を本年10月、遅くとも令和8年度より実施を前提に進め、令和7年4月を目途に企業就労した人の継続支援のため、就労定着支援の申請を行うなど、令和7年度を新たな体制の基盤作りの年にします。

職員体制については、常勤者2名の退職がありましたが、その後補充及び次年度に向けて補充体制が整いましたので、新たな体制でより良い支援に繋がります。

運営は全体的に上向きと思いますが、杉並区より虐待認定を受ける案件が発生したことは、被害者やご家族に大変申し訳なく、猛省を持ってお詫びするとともに、今後同様の事態が起きないように、職員教育を最優先課題に取り組んで参ります。

#### 2. 基本方針

(1) 福祉サービスの利用者の利益と家族及び地域における社会福祉の推進をし

社会福祉事業の公明かつ適切な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に努めます。

- (2) 個人の尊厳と保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切な福祉サービスを提供します。
- (3) 利用者、家族、関係者及び地域がもつ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。
- (4) 利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、個人の尊厳が守られる暮らしに必要な選択の自由、自己決定及び自己実現を図るための事業を展開します。
- (5) 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供のため、職員の社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を図り、人材育成に努めます。

### 3. 運営方針と重点目標

#### (1) 運営方針

- ① サービスの提供にあたり利用者、保護者、関係者と十分に話し合い、理解を得やすいように説明責任を果たします。
- ② 利用者とその家族の意向をくみ取り、本人の意向を重視しながら、より成長できる環境設定を行います。
- ③ 安全と安心を保障し、健康でやりがいを持って通所できる環境を提供します。
- ④ 各事業所との連携を強化し、利用者の情報を共有し、共通認識の下で支援を行います。
- ⑤ 職員確保の厳しい状況ではありますが、法人理念を理解し、利用者重視の職員育成を行い、成果に合わせ職員を評価する制度を導入します。

#### (2) 重点目標

##### ① 杉並いずみ第二の運営について

令和7年4月のいずみ第二と第一堀ノ内の併合により、利用者に環境変化が生じることになりますので、職員配置も含め利用者の不安に繋がらないよう支援体制を構築します。

特に堀ノ内から異動する利用者に対しては、送迎の相談や通所練習を行い、安心して異動していただけるよう努めます。

実施する作業についても、堀ノ内で実施していた作業の継承をしつつ、部材置き場のスペースや、工賃なども鑑み受注のあり方も検討します。

その他、現在第二が実施している自主生産品の共同作業や、堀ノ内から継続する公園清掃について、令和7年度中に整理・検討を進めます。

## ② 権利擁護

令和6年度第一において虐待案件が発生し、施設として猛省と再発防止に向け改善計画を提出し、令和7年度も重点項目として下記の通り取り組みます。

### ア.倫理観の醸成

年6回の職員全体研修を行い、権利擁護に対する意識の確立を図ります。

研修については、今まで福祉関係者が中心となっていましたが、弁護士、社労士、後見制度を推進している民間事業者など、様々な角度から話しを聞き、職員の興味も引き付けるよう取り組み、実施後の振り返りについても、理事の協力もいただき、職員の認知度など、確認して行きます。

また、利用者が中心であることを日々意識するため、職員の朝礼時間を設け法人理念とスローガンを日々確認します。

### イ.職員のストレス状況の確認

虐待問題を起こす要因について、職員のストレスも挙げられています、利用者に安心して通所して貰えるよう、職員のストレスチェックを制度として年2回実施し、ストレス状況の把握と改善に努めます。

### ウ.福祉職員としての意識向上

上記した倫理観の醸成は、人間力を高めることを目的としますが、その他福祉職員として求められる知識や利用者対応など学ぶ機会として、福祉職として経験豊富な方の講演や事例検討などを行い、個々の力量を高めることに努めます。

### エ.連絡体制の構築

今回の事案において反省すべき点として、事案発生から管理者への周知まで連絡の遅いことがあげられます。このため初動が遅くなりましたので、その対策として法人所有の携帯電話をラインで繋ぎ、ヒヤリハットも含め早期に周知する体制を確保しました。

## ③ 生活介護事業運営の検討・実施

今後安定的な施設運営のため、事業の多機能化を検討したところ、杉並区より生活介護事業運営の要望がありました。要望理由として、杉並区が思い描く生活介護の利用層といずれも第一の利用者が重なっていること、また当施設は就職者を輩出し利用者の個性を伸ばしている点を評価されたそうです。

今後知的障害者の生活介護の利用が多く見込まれる中、発展性を秘めた生活介護として先駆的に取り組むことと、現在利用されている高齢利用者の継続利用という両面から実施に向け、プログラムの検討を進めます。

### ア.実施時期

令和7年10月を目途とし、遅くとも令和8年度より実施します。

#### イ.定員

当初は生活介護15名、B型30名で実施しますが、生活介護の利用者増加がB型の利用希望を上回ることが予想されるので、事業を実施しながら定員増に備えます。

#### ウ.プログラム

現在 B 型利用者として作業に取り組んでいる方が大半のため、半日は作業を提供し、半日は健康面を考え楽しみながら体を動かせるものなど実施します。

#### ④ 就労定着支援の実施

令和5年度より企業就労を希望される方の意向に添い、4名の就職者（現在全員就労中）を輩出しています。また、その情報を発信したところ将来的な就職及び再就職を希望される方の利用も増えていきますので、就職後の安定就労と法人として経費補填のため事業として取り組み、開始時期は令和7年度初頭とします。

#### ⑤ 施設外就労の実施

いずみ作業所の利用者を見ると、第一、第二とも高い作業技術を有する方が多数おりますが、コミュニケーション力などから作業所以外での作業は難しいと思われてきました。そこで職員同行の元であれば一般事業所での就労が可能であり、また実施することにより利用者の自己肯定感や工賃向上にも繋がると考え、区内社会福祉法人と折衝し、ご了解はいただいておりますので実施します。

#### ア.実施内容と参加者

社会福祉法人が所有する特別養護老人ホーム内での清掃業務。

利用者3名と同行職員1名

#### イ.実施回数及び時間

毎週2回 一回4時間

#### ⑥ 地域連携

##### ア.地域連携推進会議

令和7年度より「地域連携推進会議」の実施が義務化されました。

この会議は福祉関係者、当事者、ご家族、地域の方々を交え、施設の周知と理解を深めること及び災害時などの連携体制構築などを目的としていますので、理事会協力のもとメンバー構成を検討し、実施に繋がっていきます。

##### イ.感染症対策

令和5年の新型コロナウイルスの5類化以降、感染症への警戒度が薄くなったとの印象がありますが、所内においてはコロナウイルスやインフルエンザの感染が続いていますので、引き続き手洗いや手指消毒を励行し、感染予防に努めます。

また、緊急時の対応として応急処置や衛生対策などの研修を実施します。

## 4 事業所概要

① 名称、所在地、利用定員（令和7年4月1日）

| 施設名             | 所在地                    | 現員 | 定員 |
|-----------------|------------------------|----|----|
| 杉並いずみ第一         | 〒168-0063 杉並区和泉 4-44-4 | 44 | 45 |
| 杉並いずみ第二<br>（方南） | 〒166-0062 杉並区方南 2-3-5  | 28 | 40 |
| 合計              |                        | 72 | 85 |

連絡先

| 施設名         | 電話                           | ファックス        |
|-------------|------------------------------|--------------|
| 杉並いずみ第一     | 03-5377-2121                 | 03-3313-3430 |
| 杉並いずみ第二（方南） | 03-3321-4485<br>03-3317-0831 | 03-5913-7553 |

② 職員構成（令和6年4月1日現在）

常勤 11名 非常勤 15名 計 26名

| 職種                    | 和泉（事務局）   | 方南          |
|-----------------------|-----------|-------------|
| 管理者（施設長）              | 1         | 1           |
| サービス管理責任者<br>および主任支援員 | 1（兼務）     | 1（施設長兼務）    |
| 常勤支援員                 | 8（内事務局1名） | 2           |
| 非常勤支援員                | 8（内事務局1名） | 7（内障害者雇用1名） |
| 目標工賃達成指導員             | 1         | 1           |

③ サービス提供時間

平日 9時から16時

④ 提供作業内容

| 施設名             | 受注生産                                | 自主生産品   |
|-----------------|-------------------------------------|---------|
| 杉並いずみ第一         | 幼児雑誌付録作成、<br>タオル折り、各種DM封入、<br>公園清掃等 | 手焼きせんべい |
| 杉並いずみ第二<br>（方南） | 公園清掃                                | 手芸品     |

⑤防災計画

防災計画に従い行動する。また、年3回避難訓練を各所にて実施する。その他、消防法規定の防火設備、対象物の年に年4回の定期点検を実施する。避難場所の確認、救急救護方法（AED 他）、備蓄物の点検、連絡方法の完備等備えが万全となるよう進めます。

⑥BCP 計画の訓練実施

BCP については、災害時と感染症対策それぞれ作成し、状況に合わせて更新していきます。また BCP 計画作成にあたり、以下の取り組みを行います。

ア.各施設より指定避難施設への移動訓練を行います。

イ.地震対策として、建築物の診断を実施します。

ウ.災害時への対応として、水、食物、寝具、簡易トイレ等を確保します。

エ.地域に利用者や施設の理解を深めてもらうため、町会が行う防災訓練への参加へ参加し、地域との連携に努めます。

| 職名     | 第一  | 第二  | 役割                         |
|--------|---|---|----------------------------|
| 施設長    | 茂木  | 大久保   | 自衛消防隊長                     |
| 主任支援員  | 大内  |   | 自衛消防副隊長・<br>通報連絡初期消火<br>担当 |
| 事務員    | 辻村  |   | 通報連絡担当                     |
| 常勤支援員  | 伊藤<br>五十里<br>久保木<br>梅田<br>中村                | 後藤<br>吉田<br>橋本                              | 初期消火・避難誘導<br>担当            |
| 非常勤支援員 | 木俣<br>清水<br>江口<br>岡村<br>茂木<br>諸石<br>西川（事務局） | 齋島<br>吉田安<br>布野<br>佐藤<br>谷口<br>北<br>（障害者雇用） |                            |

⑦虐待防止・権利擁護

| 名称 | 構成員 | 実施内容 |
|----|-----|------|
|----|-----|------|

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 虐待防止委員会 | 施設長、主任、各所支援員  | 法人受付窓口、研修計画<br>マニュアル作成   |
| 虐待防止委員会 | <u>委員長</u><br>大久保 江理子（第二施設長）<br><u>委員</u><br>茂木 幹雄（第一施設長）<br>大内 留美子（第一主任）<br>伊藤 貴司（常勤支援員）<br>吉田 さと（常勤支援員） | 虐待防止受付窓口設置<br>各保健福祉課との連携<br>施設内研修計画の作成実施<br>職員チェックリスト活用<br>事例検討<br>ヒヤリハット集計、調査など |
| 虐待防止責任者 | 大久保 江理子（第二施設長）  |  |

#### 研修計画

- ・ 事業所全体での権利擁護・虐待防止研修 年 6 回
- ・ 福祉職としての意識向上研修 年 2 回
- ・ 職員会議における事例検討会 年 4 回